

平成16年度税制改正について

○ 退職等した場合における財形非課税貯蓄の転職継続措置の適用要件の緩和

[所得税、住民税]

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、転職者等の非課税継続適用期間を2年（現行1年）に延長することが認められた。

（平成16年4月1日以後に離職等をした場合について適用。）

平成 16 年度税制改正の要綱 (抄)

〔平成 16 年 1 月 16 日
閣 議 決 定〕

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

(中略)

三 金融・証券税制

7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。

(1) 転職者等の非課税継続適用期間を 2 年（現行 1 年）に延長する。

(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に離職等をした場合について適用する。

(以下略)

勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令概要

1 趣旨

近年、産業構造の転換や労働者の意識変化等に伴い、労働力の流動化が進んでおり、転職する勤労者が増加するとともに、雇用情勢の悪化により失業期間の長期化がみられるところである。

このような状況の下、勤労者の継続的な財産形成を一層促進するため、平成16年度税制改正とともに、転職した場合等における勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形貯蓄契約等」という。）の継続措置の適用期間要件の緩和等の改正を行う。

2 改正の内容

転職した場合等における財形貯蓄契約等の継続措置の適用期間要件の緩和（第14条の25及び第14条の33関係）

財形貯蓄契約等を締結している勤労者が転職、出向又は転勤した場合において、異動後の事業主が勤労者に代わって異動前の財形貯蓄契約等の相手方である財形貯蓄取扱機関に預貯金等の預入等を行うことができないときは、転職等のために退職等した日から1年以内であれば勤労者が異動後の財形貯蓄取扱機関に従前の預貯金等を預替えることにより従前の財形貯蓄契約等を継続することができるが、この期間を2年以内に延長することとし、併せて、勤労者が異動後の事業主を構成員とする事務代行団体と勤労者財産形成貯蓄契約に係る払込代行契約を締結することができる期間についても同様の手当てを行う。

3 施行期日等

公布日：平成16年3月31日

施行期日：平成16年4月1日

転職等した場合に財形貯蓄取扱機関に預替えを 行うことができる期間について

